

# 「新たな下請代金債権保全策」に係る予算要求事項

---

平成22年9月10日

## 「新たな下請代金債権保全策」に係る予算要求事項

支払ボンド及び信託方式について、次のとおり助成・支援措置を予算要求している。

### ●支払ボンド

(1) 保証料の助成

(2) 再保証のための基金

6. 2億円の内数

建設業債権保全基金の活用(制度要求)

(平成21年度第2次補正予算 46億円)

### ●信託方式

(1) 信託報酬の助成

(2) 元請への資金繰り支援

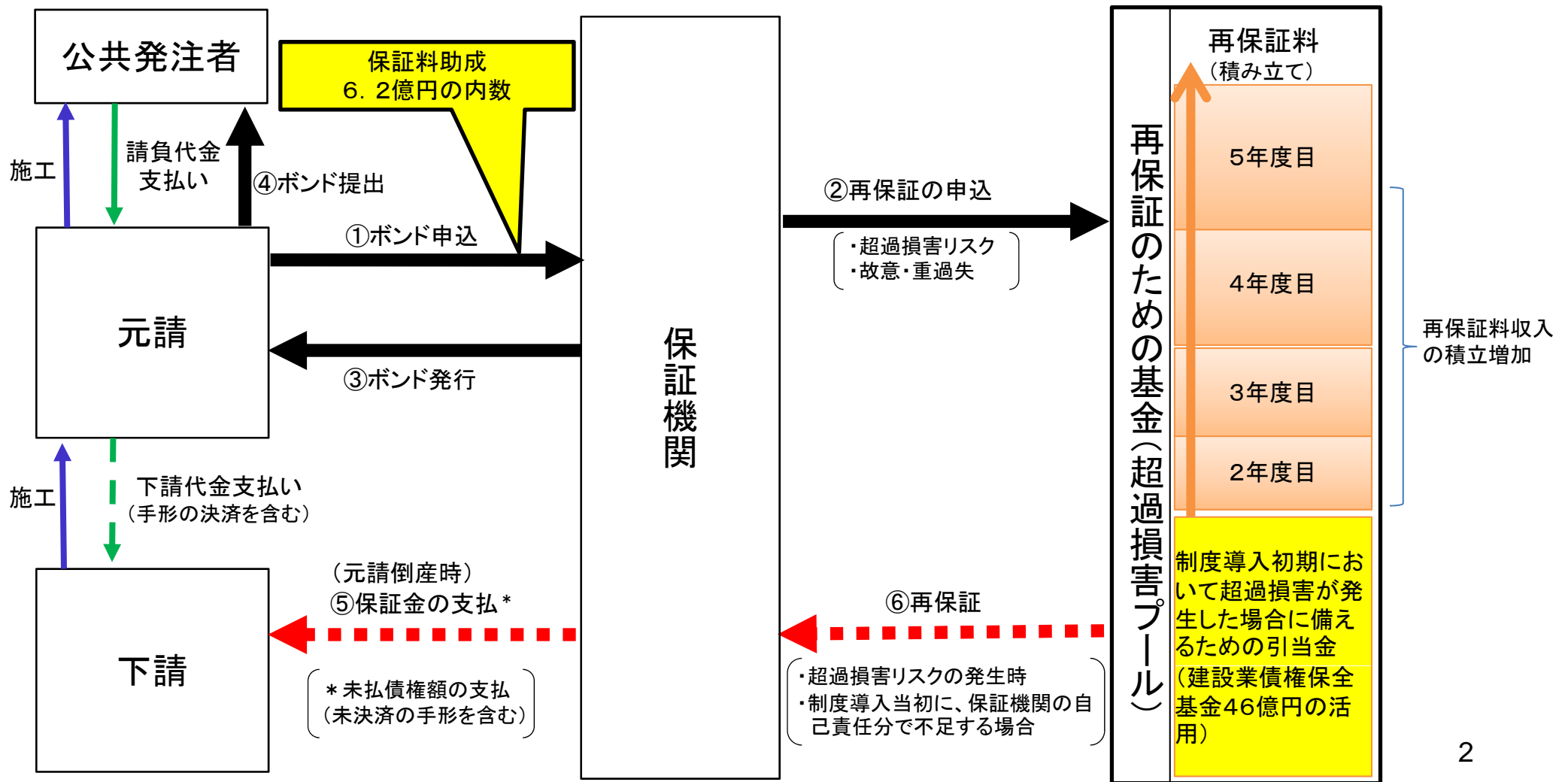
6. 2億円の内数

建設業金融円滑化基金の活用(制度要求)

(平成20年度第2次補正予算 13億円)

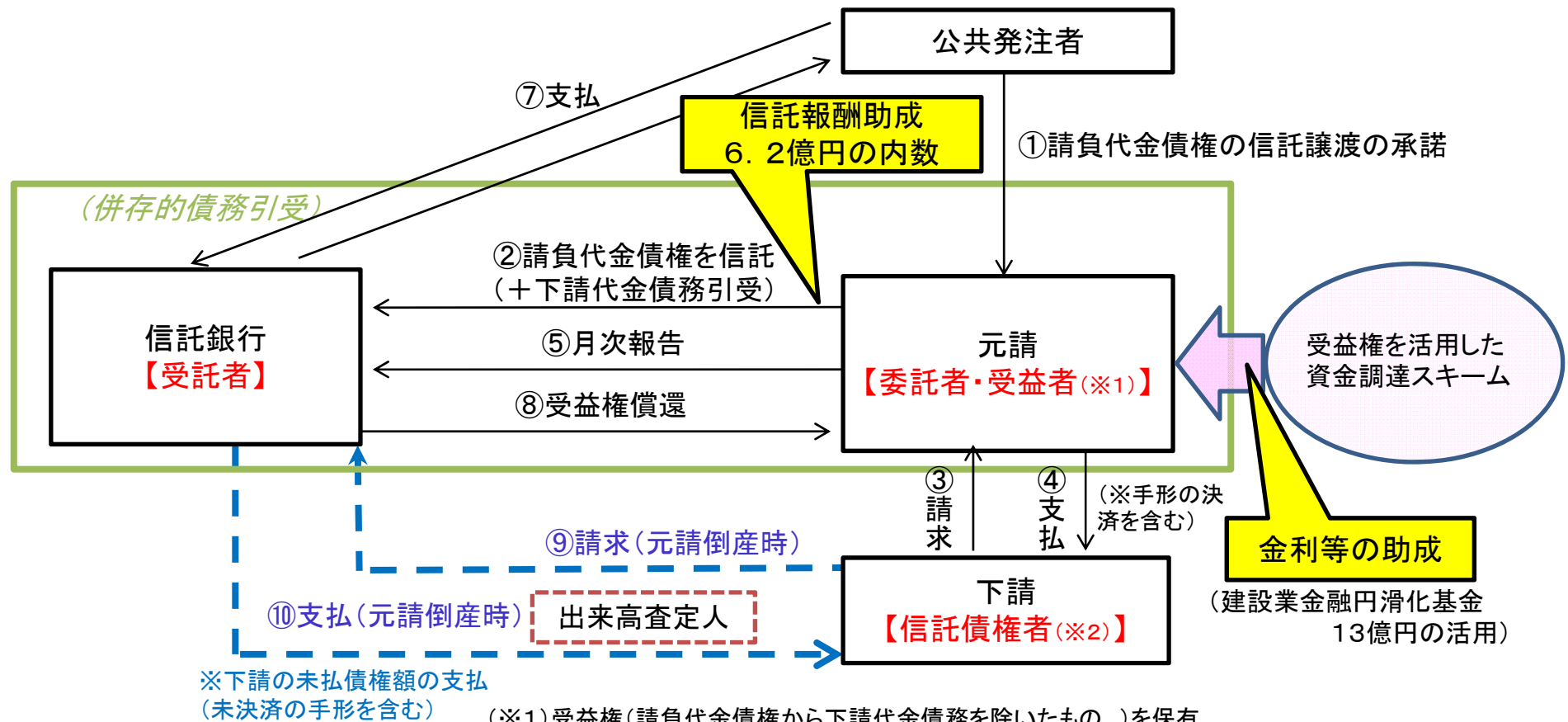
# 支払ボンドに係る予算要求事項

- 元請企業の倒産に伴い下請代金の不払が生じた場合に、保証機関が下請企業の未払債権額の支払を保証することにより、下請代金債権を保全する。
- 元請企業は、保証証書(支払ボンド)をあらかじめ発注者に提出するが、支払ボンドを得るために、保証機関に対して保証料を支払う。



# 信託方式に係る予算要求事項

- 元請が工事請負代金債権を信託銀行に信託した上で、信託銀行が信託財産を限度に元請と併存して下請代金債務を引き受ける(併存的債務引受)。
- 通常時は元請が下請代金を支払い、元請倒産時は信託銀行が未払債権額を支払う。



※下請の未払債権額の支払  
(未決済の手形を含む)

(※1) 受益権(請負代金債権から下請代金債務を除いたもの。)を保有

(※2) 信託債権(信託財産を引当とした受託者に対する債権。受益権に優先する。)を保有